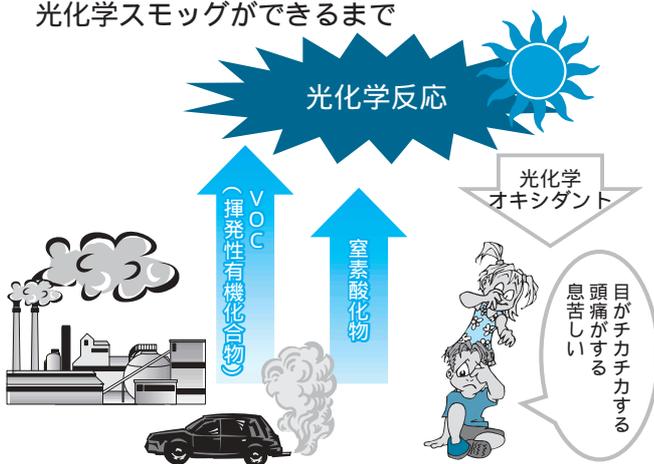


大気汚染の状況

自動車の排出ガスや工場からの煙が大気汚染の原因となっています。大気汚染はのどや気管支、肺などの病気を引き起こすおそれがあります。

神奈川県では、大気汚染物質の常時監視を行っています。平成19年度は二酸化硫黄¹、一酸化炭素²はすべての測定局で環境基準を達成しました。また、浮遊粒子状物質³についても初めてすべての測定局で環境基準を達成しました。二酸化窒素⁴については91の測定局で環境基準を達成するなど改善が図られています。しかし、光化学オキシダント⁵については、すべての測定局で環境基準を達成しておらず、まだ厳しい状況が続いています。

光化学スモッグができるまで



1 二酸化硫黄

工場や火力発電所などで石炭、重油を燃やすとき等に排出されます。のどや気管支、肺などの病気を引き起こすおそれがあります。

2 一酸化炭素

血液が酸素を運ぶ機能をジャマする物質。工場や自動車等から排出されます。濃度が高いと生命の危険があります。

3 浮遊粒子状物質

0.01mm以下の小さな粒子状物質で、工場や自動車等から排出されます。のどや気管支、肺などの病気を引き起こすおそれがあります。

4 二酸化窒素

空気中で燃料等が燃えるときに必ず発生し、工場や自動車等から排出されます。のどや気管支、肺などの病気を引き起こすおそれがあります。

5 光化学オキシダント

工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物等が、太陽光に含まれる紫外線による化学反応により生成される物質です。これが多く集まり白くもやがかかったようになった状態を光化学スモッグといいます。目やのどに刺激を与え、葉が枯れる等の被害がでます。

工場などからの煙を規制しています！

(固定発生源対策)

ばい煙発生施設等を設置している工場や事業場に対し立入検査を行い、法や条例等に定められたばい煙やVOC等の規制基準の適合状況を確認し、必要な助言指導を行いました。

環境によい自動車を使いましょう！

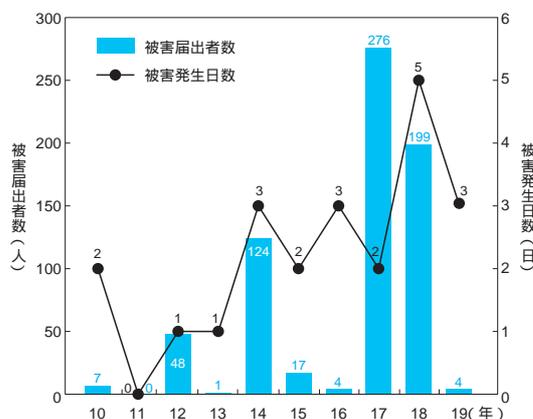
(電気自動車の普及の推進)

県では、走行時の排出ガスはゼロ、二酸化炭素排出量は発電所で電気をつくる際の排出量を考えてもガソリン車の4分の1である電気自動車(EV)を地球温暖化防止や都市環境の改善、石油使用の削減など「環境・資源問題」解決への有望な切り札の一つと考え、その普及に向けた様々な取組を行っています。ここでは、県で行っている全国の自治体で初めての2つの取組を紹介します。

平成19年9月よりEVを2台導入しています。公用車として利用するとともに、市町村イベントや学校派遣事業等において、環境教育を通じた普及啓発活動を行っています。

平成20年7月より警察業務における試験車両としてEVを導入しています。

光化学スモッグ被害発生日数及び届出者数の推移



試験中のEV